

令和5年（行ウ）第171号 帰化不許可処分取消請求事件  
令和5年（行ウ）第478号 帰化不許可処分無効確認請求事件  
令和5年（行ウ）第480号 国家賠償請求事件

原告

被告 国

### 原告準備書面（5）

2024年（令和6年）10月7日

東京地方裁判所  
民事第51部2B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 関 聰介

同 鈴木雅子

同 小田川綾音

同 高見智恵子

原告訴訟復代理人弁護士 俵 公二郎

#### 第1 本件処分日について

##### 1 本件における処分日の主張状況

	原告（現段階）	被告主張	
初回申請 (478号事件)	令和2年1月20日 ※但し特定困難	令和2年1月17日 (乙17)	いずれも法務省行政文書取扱規則
再度申請 (171号事件)	令和4年10月25日 ※但し特定困難	令和4年10月24日 (乙12)	(乙22～24) ⇒ 法務省民事局長決裁終了日

##### 2 問題の所在

本件各帰化不許可処分については、いずれも、原告は処分文書（不許可決定書等）の謄本などの写しを交付されていない。また、本訴訟の中で、被告もまた、処分文書を書証として提出しておらず、その存在自体が確認できない状況である。

この状況下において、被告は、法務省行政文書取扱規則（乙22～24）

を根拠に、法務省民事局長の決裁終了日こそが帰化不許可処分日であると主張し、「決裁・供覧」と題するコンピューター画面の画像（乙12・17）の中の「決済日」欄の記載日をもって本件各不許可処分日であると主張するが、これをもって果たして処分及び処分日の特定がなされているか否かが問題となる。

### 3 検討（処分自体の存否・特定）

#### (1) 前提： 帰化許否にかかる処分の重要性

そもそも、国家にとって国民はその構成員として極めて重要な意味を持ち、逆に個人にとって国籍はあらゆる権利義務の源泉として重要な意味を持つ。

したがって、国籍の取得の許否を直接的な効果としてもたらす帰化にかかる許可（不許可）処分が重要な処分であることは、論をまたない。

#### (2) 検討その1： 帰化の処分権者

ア 帰化について定める国籍法4～10条は、その処分権者をいずれも「法務大臣」と明記している。

そして、この法務大臣の権限について国籍法上は何らの権限委譲・委任規定も置かれておらず、その下位規範である国籍法施行規則においても同様である。

イ これとの比較で、外国人の重要な地位付与の許否に関して同じ法務大臣の諸権限を規定する出入国管理及び難民認定法（入管法）を参照するならば、入管法は法務大臣の特定の権限について、入管法69条の2→入管法施行令26条→入管法施行規則61条の2により、入管庁長官と地方入管局長に対して権限を明文で委任している。

帰化ほどとは言えないが当事者の地位に重要な影響を及ぼす処分であり、かつ、国が法務大臣の広範な裁量権を殊更に強調する点でも帰化と共に通する「在留特別許可」についてみれば、入管法50条で法務大臣の権限と定められるも、入管法69条の2→入管法施行令26条13号→入管法施行規則61条の2第1項12号によって、入管庁長官・地方入管局長に対して権限が明文をもって委任されている\*1。

のこととの比較上も、国籍法の帰化許否の処分権が、被告主張のように法務省民事局長に対して委任・委譲されている法的根拠は見出しがたい。

---

\*1 本年6月10日施行の入管法改正により、在留特別許可については大きな制度変更が行われたものの、この権限委任に関する枠組みは、法改正の前後において共通である。

ウ この点、被告が法務省民事局長の権限の根拠として引用するのは、「法務省行政文書取扱規則」なるものようである。

しかし、

- ① 「法務省行政文書取扱規則」は単なる「大臣訓令」であって、規則（法務省令）よりもさらに低位な内部規範であること
- ② 「法務省行政文書取扱規則」に対して法務大臣の権限を委任・委譲する定めを置くことにつき、国籍法から委任されている事実が認められないこと
- ③ 前述の帰化許否処分の重要性に鑑みて、立法府（＝国籍法）が、法務大臣による一官僚への権限丸投げを明文の規定なしに許容しているとは考えられないこと
- ④ しかも、「法務省行政文書取扱規則」の制定目的は、その第1条（目的）で明らかにされているとおり、「法務省行政文書管理規則」34条の委任に基づいて定められた「法務省内部部局における行政文書の取扱い」について必要な事項を定めるということに過ぎないこと

は明らかである。

そうであるとすると、「法務省行政文書取扱規則」をもって、国籍法上の法務大臣の重要な処分権限の法務省民事局長に対する委任・委譲の唯一の根拠として引用する被告の主張は、むしろ、処分権限の委任・委譲の正当な根拠がないことを自認しているに等しいというべきであろう。

### (3) 検討その2：帰化の許否処分にかかる処分文書

上記(2)の処分権者についての問題に加え、さらに、本件各帰化不許可処分については、処分文書の存在が確認できないという問題があり、これが本件各処分日の特定困難という事態を招いた元凶となっている。

ア まず、冒頭で記載した帰化許否処分の重要性に鑑みれば、当該処分は口頭でなされることは到底想定されず、処分文書をもってこれをなすことが想定されているのは当然と言うべきである。

かかる帰化許否にかかる処分文書の作成は、処分自体にかかる適正手続き保障（憲法31条。後記「第2」3項参照）の最低限の要請に基づくものというべきであり、行政処分の成立、処分権者、処分日、処分結果、処分理由を明確化するとともに、これを被処分者に対して知らしめる点で重要な機能を果たす。

イ この点、国籍法4～10条は、帰化許否の処分にかかる処分文書につ

いての明文を置いていない。

しかし、国籍法は、帰化許否以外の処分についても、その処分文書に関する規定を置いておらず、帰化許否にかかる処分文書規定の不存在が直ちに、帰化許否についての処分文書の不作成を想定・許容していることを意味するものとは解されない。（前掲の在留特別許可処分についても、入管法自体には処分文書の規定はないものの、下位規範で処分文書について定めている。入管法施行規則44条参照）。

ウ なお念のため述べれば、被告が本件各不許可処分の存在と内容を示すものとして提出する乙17と乙12のパソコン画面のスクリーンショットらしきものは、到底処分文書としての体をなしておらず、被処分者に対してその謄本等を交付することも全く想定されていないことから、これを本件帰化許否処分の処分文書と見ることもできない。

#### 4 小括

以上のとおりであるから、本件においては、処分日はおろか、権限を有する処分権者による処分の存在すら確認できないことから、現状において、被告主張の処分日が正しい処分日であると特定することは困難である。

原告としては、この処分日特定問題については、さしあたり、本日付け別途行う求釈明に対する被告の釈明を求める。

### 第2 初回の不許可処分について

#### 1 初回不許可処分の理由は居住要件のみでないという被告の主張は誤りであること

被告は、初回不許可処分の理由は居住要件を欠いたことのみではなく、日本語要件も欠いていた旨主張するようである。しかしながら、帰化は、その要件を満たしても帰化が許可されるとは限らない一方で、その要件を満たさない限りは帰化は許可できない（国籍法5条1項）。したがって、日本語要件を充足していたか否かに関わらず、原告につき居住要件を欠いたと処分庁が判断したのであれば、帰化は許可できないのであるから、被告の主張は誤りである。

#### 2 居住要件を満たさないとして不許可処分とした判断に裁量権の範囲の逸脱濫用があるとの原告の主張に対し、被告は的確に反論をしていないこと

(1) 原告は、住所とは「生活の本拠」であり（民法22条）、生活の本拠とは、「ある人の一般の生活関係においてその中心をなす場所」である。かかる住所の解釈は、法律によって異なるものとは解されていないところ、在留

資格を有しない場合も住所が認められる場合があることは国民健康保険に関する最高裁判決によって確立していることを主張し、原告については居住要件が認められるべきことを主張した（原告準備書面（4）20～23頁）。

これに対し、被告は、社会保障制度である国民健康保険制度と外国人に日本の国籍を取得させる帰化とは制度の趣旨が異なるから当該判決の判示はそのままあてはまらないと述べるのみである。

しかしながら、当該判決をより詳細に見れば、最高裁は、「『住所を有する者』は、市町村の区域内に継続的に生活の本拠を有する者をいうものと解するのが相当」と、住所についての一般的な解釈を採用する。そのうえで、法改廃などの経緯を踏まえ、「法5条が、日本の国籍を有しない者のうち在留資格を有しないものを被保険者から一律に除外する趣旨を定めた規定であると解することはできない。一般的には、国内に適法な居住関係を有する者のみを対象者とするのが一応の原則であるということができるが、具体的な社会保障制度においてどの範囲の外国人を適用対象とするかは、それぞれの制度における政策決定の問題であり・・・法の規定や国民健康保険施行規則の改廃の経緯に照らして、法が上記の原則を当然の前提としているものと解することはできない。」とし、「我が国に在留する外国人は、憲法上我が国に在留する権利ないし引き続き在留することを要求することができる権利を保障されているものではな」いとされていることを踏まえ、「外国人が法5条所定の『住所を有する者』に該当するかどうかを判断する際には、当該外国人が在留資格を有するかどうか、その者の有する在留資格及び在留期間がどのようなものであるかが重要な考慮要素となるものというべきである。そして、在留資格を有しない外国人は、入管法上、退去強制の対象とされているため、その居住関係は不安定なものとなりやすく、将来にわたって国内に安定した居住関係を継続的に維持し得る可能性も低いのであるから、在留資格を有しない外国人が法5条所定の『住所を有する者』に該当するためには、単に市町村の区域内に居住しているという事実だけでは足りず、少なくとも、当該外国人が、当該市町村を居住地とする外国人登録をして、入管法50条所定の在留特別許可を求めており、入国の経緯、入国時の在留資格の有無及び在留期間、その後における在留資格の更新又は変更の経緯、配偶者や子の有無及びその国籍等を含む家族に関する事情、我が国における滞在期間、生活状況等に照らし、当該市町村の区域内で安定した生活を継続的に営み、将来にわたってこれを維持し続ける蓋然性が高いと認められることが必要であると解するのが相当」としたものである。

また、上記最判では、当該原告は、国民健康保険5条所定の「住所を有する者」に該当するか否かが問題となった際には在留資格を有していないかつ

たのに対し、本件では、原告は、既に迫害のおそれがあるって本国に帰国できないものと日本政府に認められて難民認定を受け、在留期間の中でも最長の5年の在留期間を得ていたものであり、このように「住所を有する者」であることに争いのない者が、いつから住所を有していたか、ということが問題となっている点で、上記最判の事案とは大きく異なる。

この点、被告は、居住要件としての住所がその始期から正当な在留資格に基づいた適法なものであることが求められることの根拠として、「日本への同化を問題とし、帰化条件具備の調査をするために過去5年間の生活状況を見ることにあること」をあげる（被告準備書面（4）7頁）。しかし、かかる記載があるのは乙18であるところ、乙18は昭和49年の文献であって、日本が難民条約に加入する前のものである。したがって、難民のことを踏まえた記載であることはありえないから、当該文献は難民の住所の解釈にあたっては何ら参考にならない。そのほか、被告が言及する乙10や11は、「日本の出入国管理規制に従って合法的に在留するのでなければならぬ」（乙10）、「住所は適法な者でなければなりません」（乙11）などと、その結論だけを述べるものである。すなわち、被告の引用する文献を見ても、在留資格を有しない状態での滞在期間を、難民も含めて一律に「住所」を有する期間から除外する趣旨を定めた規定であるとは、到底解することはできない。

(2) さらに、被告は、帰化が法務大臣の広範な裁量権の範囲に属するとして、難民条約34条を踏まえて居住要件を満たすか否かを考慮する義務があることすら否定するようである（被告準備書面（5）6頁）。

しかしながら、被告は、難民条約の締約国であるから、難民の帰化にあたり、難民条約34条を踏まえた判断をなすべきことは当然である。とりわけ、難民の帰化の居住要件に関しては一般的に緩和されていないとすれば、個別の判断において難民条約34条を踏まえた検討を行うほかない。

かかる被告の主張からすれば、初回の帰化不許可処分にあたっては、考慮すべき事実を考慮しなかったことによる裁量権の範囲の逸脱濫用があったことが明らかである。

### 3 不許可処分の理由の開示及び迅速手続に関する被告の主張が誤りであること

被告は、帰化手続が行政手続法の適用除外となっていること、及び、国籍法が、帰化許可申請に対する許否の決定理由を申請者に明示することを要する旨の規定を置いていないこと、難民条約34条の文言自体及び同条約の目的に照らして、同条を根拠に法務大臣に帰化の手続を迅速にすべき法的義務

が発生すると解することはできず、このことは、不許可処分の理由の開示についても等しく妥当するから、不許可処分の理由の開示は不要であると主張する（被告準備書面（5）7頁）。

しかしながら、適正手続の要請は、行政手続にも及びうる。すなわち、成田新法事件判決（最高判平成4年7月1日民集46巻5号437頁）は、

「憲法31条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、行政手続については、それが刑事手続ではないとの理由のみで、そのすべてが当然に同条による保障の枠外にあると判断することは相当ではない」とし、行政目的の多様性からして個別の行政処分の内容・性質等の総合較量によるとしている。

そこで、難民の帰化処分について検討すれば、難民条約34条という特別の要請が存する。実際に、日本と同じく帰化の申請に関する処分が行政手続法の適用除外となっている韓国においても、一律に帰化に関する処分について行政手続法の適用除外とはせずに適正手続の要請を認め、理由の開示が必要であるとされている（甲20・訳文3頁）。なお、被告は、繰り返し、帰化行政の性質上、不許可決定の理由を明らかにすることができない場合が存すると主張しているが（被告準備書面（2）3頁等）、日本ではそのような場合が存し、韓国ではそのような場合が存しないということは想定し難く、実際は、被告のかかる主張は理由がないことも、上記韓国判決からも明らかである。

以上からすれば、不許可処分の理由の開示が不要である被告の主張は誤りである。

また、難民条約34条からすれば、法務大臣が難民の帰化が迅速に行われるようにするためにあらゆる努力を払う義務がある。しかるに、被告はかかる努力をしたとの主張も何らしないままに迅速にすべき法的義務はないと主張していることからすれば、考慮すべき事実を考慮しなかったことによる裁量権の範囲の逸脱濫用があったことは明らかである。

### 第3 2回目の帰化不許可処分について

1 難民である原告に対して、法定条件を満たしながら不文の帰化条件によって帰化不許可とすることが不合理であること

#### （1）被告の主張

被告は、帰化を許可するか否かは、法務大臣の極めて広範な裁量に委ねられており、その考慮事項には制約がないとして、日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していることを、法定条件と同列に考慮することは何ら問題がないと主張するようである（被告準備書面（5）8～9頁）。

## (2) 法律による行政の原理に反すること

しかし、日本国憲法は立憲主義を前提としているのであり、憲法10条が「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」と定め、国籍法1条がその委任を受けて「日本国民の要件を定める」と規定する趣旨は、法治主義の基幹的法理である法律による行政の原理に基づくものである。すなわち、日本国憲法は、権力を法で拘束することによって、専断的な国家権力の支配、人による支配を排斥し、個人の権利・自由を擁護することを目的として存在するのであるから、法律による行政をその根本的価値として認め、処分を受ける者に対し、予測可能性を与えその権利利益を保護する必要性からは、仮に、法定要件とは別に不文の考慮事項を考慮することが許される場合であったとしても、その発動は謙抑的に例外的取り扱いとしてなされなければならぬ。

## (3) 昭和59年改正国籍法の審議の際、不文の「日本社会への同化」を帰化条件とすることは、かえって帰化を厳しくすることになるとして法定化が不適切とされたこと

この点、昭和59(1984)年改正国籍法の審議において、当時から存在した、いわゆる不文の帰化条件である「日本社会への同化」については、

「法制審議会国籍法部会の段階において、明文上の帰化条件を備えている場合にも帰化を許可するかどうかが法務大臣の自由裁量に委ねられているのでは国際化の要請に十分適応しているとはいえない、との観点から、帰化条件を明確化しようとする見解も示された」。しかし、結局のところ、「このような漠然とした条件を規定し、これをつねに考慮しなければならないとすることは、かえって帰化の条件を厳しくすることになり、適当でないと考えられた」結果、法定化されるに至らなかつたのである（木棚照一「改正国籍法の特徴と問題点（下）」戸籍時報323号4頁参照）。このように、40年前の昭和59(1984)年改正国籍法の審議の過程で検討がなされつつも敢えて不文のままに置かれた経緯も踏まえれば、やはり、法定条件を満たしていくながら、不文の帰化条件によって帰化不許可とする取扱いは、例外的な措置でなければならない。

なお、平成19(2007)年に国連総会において圧倒的多数で採択され、日本も賛成した「先住民族の権利に関する国連宣言」（以下「国連宣言」という。）の第8条においては、先住民族には「同化を強制されない権利」が認められているように、今日、「同化」を強要してならないことは国際社会における共通理解となっている。このような背景事情等から、被告においても、不文の帰化条件である「日本語能力」について日本社会への「融和」要件との表現を用い、「同化」という用語を避けて、その用語と概念を変化さ

せているものと解される。したがって、被告自身もある種自認している通り、現代の人権概念の発展も踏まえるならば、不文の「日本語能力」の帰化条件については、その実質的内容についてもより一層抑制的な取り扱いがなされる必要があるのである。

(4) 昭和59年当時、日本語能力は必ずしも帰化の場合の必要条件とはされていなかったこと

さらに、昭和59年当時、国籍法改正法案の国会審議の場で、当時の法務省民事局長は、帰化申請の際に日本語の能力のテストをしているかどうかと問われ、話せること、書けること、読めること、その3つが全部できることが帰化の場合の必要要件だという取扱いは必ずしもしていないと述べており、不文の帰化条件を厳格に適用するものではないと認めていたのである

(第101回国会衆議院予算委員会第二分科会議録第2号・41~42頁、甲34号証)。以下に、土井たか子分科員の質疑と当時の法務省民事局長である枇杷田泰助氏の答弁を明示する。

○土井分科員

「…ちょっとここでお尋ねをしたいのですが、帰化の申請をいたしましたときに日本語の能力をテストされていますか、どうなんですか。」

○枇杷田政府委員

「一応は日本語の能力をテストいたしております。一般原則としてはテストいたしております。」

○土井分科員

「それは話せるということですか、書けるということですか、読めるということですか。それ全部ですか。」

○枇杷田政府委員

「一応その三つにつきましてできるかどうかということは調査はいたしておりますが、その三つが全部できることが帰化の場合の必要要件だといふうな取り扱いは必ずしもいたしておりません。」（太字と下線は原告代理人による。以下同じ。）

○土井分科員

「それはどういうふうなわけで——話せることは大事でしょうが、読み書きがどうしても必要だという認識なんでしょうか。」

○枇杷田政府委員

「…話ができることが基本だろうと思います。なお、例えば話は若干たどたどしくても読み書きができるということになりますと、またそれも一つの補完の事由にはなるだろうというふうに考えておる次第でございますので、一応全部どの程度できる方かということは調査の対象にいたして

おります。」

○土井分科員

「これはいろいろな例がございますけれども、お母さんが日本人でございましても、沖縄の場合は、お父さんの国籍で米国系の学校に通っているという例もございます。また、母親が日本人であり、父親が外国籍、例えばフィリピンの国籍であるために外国系の学校に行って教育を受けたという例もございます。そういう場合は、横文字の読み書きは我々は遠く及ばないです。ところが、日本語の読み書きになると少し不如意であるという人たちがあるわけですね。在日韓国人の方々の、特に高年齢の方にもあるのじゃないでしょうか。これは経済的事情とか、その他の社会的事情のために教育を満足に受ける機会がなかったということのために読み書きができないという方もありますね。ところが、沖縄の例なんかを見ますと、帰化申請を提出したときに小学校の三年生くらいのテキストを持ってきて、読みなさい、日本語を書きなさいというテストを必ず受けるのです。それができなければ、あなたためですから、もう一度勉強して申請ができるようにひとつ努力してくださいと言われるのですよ。こういうやり方というのは全国一律なんでしょうか。こういうことをもし全国一律にやっていらっしゃるとするなら、私は大問題だと思うのです。どういうわけでしようと私は電話で尋ねてみたのです。そうしたら窓口の方では、同化の程度をやはり考えなければなりませんと言わされたのです。日本人をお母さんとして生まれてきた子供に対して日本国籍を認めるか認めないかのときの問題ですよ。同化の程度と言わされたのです。読み書きができないだめだ、こうなるのですよ。どうお思いになりますか、大臣、これは現にやっているのです。

○枇杷田政府委員

「法律上も日本人になるという場合には、日本人としての最低生活が維持できる程度の日本語ができるということが望ましいわけでございまして、全国的に小学校三年生を基準にしているかどうかは知りませんけれども、それは一律にはいってないと思いますが、ある程度のものができるかどうかは先ほど申し上げましたように調査はいたしております。しかし、先ほど申し上げましたように、必ずしもそれがなければ絶対に帰化を許可しないというものではございません。韓国の老人で先ほどおっしゃったような方々については、読み書きできなくても帰化を許可している例はたくさんございます。したがいまして、帰化の場合に読み書きというのは一つの条件でございますので、ほかのいろいろな条件と総合的に考えまして、現在は読み書きが十分でなくてもこれからはだんだんと

能力が伸びていくであろうと認められる例えば中国からの帰還者であるとかそういう方については、そういう将来のことも考えた上で帰化を許可するということもあるわけでございます。」

#### (5) 永住許可、在留特別許可との比較においても不合理であること

なお、帰化と同様に、外国人に対する行政処分であり、法務大臣の広範な裁量に委ねられているとする在留特別許可（入管法50条1項5号）や永住許可（入管法22条1項・2項）については、平成18（2006）年から、その運用の明確化・透明化を図るために「ガイドライン」が策定・公表され、基準が示されたうえでこれに沿った運用が行われていることと比較すると、帰化行政においては、いまだに不文かつ不透明な日本語能力条件が、処分を左右する要素として重視されているのであり、裁量権の行使として均衡を逸していることは明白である。

#### (6) 小括

以上述べたことを踏まえ、とりわけ、昭和59年当時、法務省民事局長が歴史的な背景から、韓国の老人について、読み書きができなくても帰化を許可している例はたくさんあると認め、そのような運用がなされていたこととの対比においても、法定要件を満たしながら、不文の帰化要件である日本語能力を決定的な判断事情として考慮し、難民条約34条の要請が働く、難民である原告について帰化不許可とすることが裁量権の逸脱濫用であることは明白である。

## 2 被告の実施する日本語能力試験が恣意的であること

#### (1) 被告の主張

被告は、帰化申請者が日常生活に支障のない程度の日本語能力を有しているかを審査するにあたり恣意が入る余地というのは極めて限定的であると主張する。その理由は、①日本語能力の試験は、各地方法務局が作成し、小学校低学年の児童が使用する教科書等を参考にして作成されたものであること、②試験内容は平仮名及び片仮名の読み書きができるか否か、文章の理解力及び表現力があるか否かを問うものであること、③日常生活に支障のない程度の日本語能力を確認するに足りる程度のものであり、高度な日本語能力のレベルを要求するものではないこと、にあるようである（被告準備書面（5）9～10頁）。

#### (2) 被告の実施する日本語能力テストが恣意的であること

しかし、以下に述べるように、被告が実施している日本語能力テストは、そもそもテスト自体に難易度のばらつきが生じるほか、採点基準も不明瞭で

評価者において恣意が生じる可能性が大きく、恣意的なものであるというよりほかない。また、日本語を話すことが基本とされた昭和59年当時の審査基準とも異なっている。

#### ア 各地方法務局が作成することについて

日本語テストは、各地方法務局ごとにその職員において作成されていると考えられ、日本語の専門家である日本語教師が作成に従事しているものでもない。小学校「低学年」の児童が使用する教科書等を参考にして作成されることがあるが、小学校低学年とは、社会通念上、1年生、2年生、3年生を指すと解され、1年生と3年生とでは教えられる日本語のレベルは全く異なるものというべきである。したがって、「低学年」の教科書を使用しても、ある地方法務局は小学1年生の教科書を利用し、また別の地方法務局は小学3年生の教科書を利用すれば、おのずと難易度に幅がでることは明白である。また、日本語教師でもない、各地方法務局の職員が、日本語能力テストを作成するのであるから、その難易度は作成担当者の感覚によって大きく左右されるものであり、各地方において、ばらつきが生じることは避けられず、日本語テスト自体の均一性が保たれているとはおよそ言い難い。

#### イ 試験内容と評価について

試験内容は平仮名及び片仮名の読み書きができるか否か、文章の理解力及び表現力があるか否かを問う内容であるというのであり、その評価は、必ずしも一様ではないと言うべきである。そのうえ、テストの評価者は各地方法務局の職員であって、日本語教師でもないのである。

そもそも、被告は日本語テストの採点基準を明らかにしていないところ、「多少の誤答があることをもって、直ちに日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していると認めるることはできないと判断されたものでもない」と述べるが（被告準備書面（5）13頁）、被告は、90点以上出なければ合格とはならないと説明された旨の原告の主張を否認しているのであって、合格点数も不明であるうえ、評価基準も全くもって不明であり、「多少の誤答」が如何なる程度であるかすらもわからないのである。

このように、評価基準が不透明かつ恣意的であることは論を待たない。

#### ウ 「日常生活に支障のない程度」について

被告は「日常生活に支障のない程度の日本語能力を確認するに足りる程度のものであり、高度な日本語能力のレベルを要求するものではない」と主張するが、「日常生活に支障のない程度」という基準がそもそも抽象的で曖昧不明瞭なのである。とりわけ、非漢字圏の外国籍者にとって、日本語が世界で最も習得するのが困難な言語であると評価されているように（甲27号証）、「日常生活に支障のない」日本語レベルの習得（しかも読み書き）

は、「簡単」と評価できるようなものではない。

また、テクノロジーやA I 技術が著しく発展し、日常生活において携帯するスマートフォンなどにおいて自動通訳・翻訳機が簡単に利用することができる21世紀の現代において、「日常生活に支障のない程度」の日本語とは、一体如何なるものを指すのか。

この点、このようなテクノロジーが存在しない時代であった昭和59年当時においてすら、前述の通り、当時の民事局長は、日本語の話しができることが基本であるとしたうえで、読み書きは必要不可欠ではないことを認めていたのである。そうであるとすれば、テクノロジーを利用すれば容易にコミュニケーションが取れる現代においては、必然的に、「日常生活に支障のない程度」の日本語能力の程度も変化し、「小学校低学年レベル」の平仮名、片仮名、漢字の読み書きを必須とすることは、不合理というよりほかない。

## エ 小括

よって、被告が実施している日本語テストに基づき日本語能力を判断することは恣意的であるというよりほかなく、裁量権を逸脱濫用していることは明白である。

### 3 原告の日本語能力について

#### (1) 被告の主張

被告は、原告の日本語能力について、平仮名の記載や基本的な語法に誤りが見られるなど、日常生活に支障のない程度の日本語能力を身に着けていることをうかがわせるものとまでは言い難いと主張する（被告準備書面（5）10～13頁）。

#### (2) 原告の主張

しかし、原告が提出した甲33号証の作文は、原告がRHQ支援センターによる定住支援プログラムの中の日本語教育の修了の際、原告が提出した作文であることは明白であり（甲35号証）、また、甲31号証で提出した日本語学習プリントは、原告が同定住支援プログラムの日本語授業において学習した際のものであって、原告が80点以上の得点を取得していたことを示している。したがって、原告が一定の日本語能力を身に着けていることを示すことは明白である。

被告の主張からすれば、被告は、条約難民に対してRHQによる定住支援プログラムにおける日本語学習しか提供しておらず、難民が利用できる公的な無償の日本語学習プログラムは、唯一これのみであるにもかかわらず、そこで身に着けることができる水準での日本語能力では飽き足らず、より高度で完璧な日本語の読み書きを求めているというのであり、非漢字語圏出身の

成人の難民にとっては、著しく高度な水準の日本語能力を求められているというよりほかない。

被告がこのような水準を求められるとすれば、とりわけ、非漢字語圏の出身の成人の難民については、帰化を得ることは不可能ないし著しく困難というよりほかな難民条約34条の要請に明らかに反するのであって、被告が裁量権を逸脱濫用していることは明白である。

#### 4 原告に対して実施した日本語テストについて

##### (1) 被告の主張

被告は、原告に対して、日本語テストを4回実施し、3回目と4回目は同じ内容のテストであったと主張し、原告が主張する日本語テストの得点を否認する(被告準備書面(5)12~13頁)。

##### (2) 原告の主張

しかし、被告は、原告が受けたとするいずれの日本語テストも証拠として提出しておらず、3回目と4回目が同一内容であったとする主張は、証拠に基づかない被告の単なる主張に過ぎない。また、被告は、原告が受けた日本語テストの得点の採点基準も、原告が取得したとする得点そのものも証拠として提出していない。また、既述の通り、被告は「多少の誤答があることをもって、直ちに日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していると認めることはできないと判断されたものでもない」と述べるが(被告準備書面(5)13頁)、これも証拠に基づく主張ではなく、原告が80点以上を取得している日本語学習のプリントが示すように一定の日本語能力を身に着けていることが明示されてもなお(甲31号証)、十分な日本語能力ではないと評価していることからしても、被告の評価基準が恣意的であることは論を待たない。以上から、被告の主張はいずれも客観的な証拠に基づかない独自の主張であって、信用することはできない。

以上